

第 18 章 例規

- 1 浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

1 浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第2条 法第32条の規定により条例で定める規模の特定盛土等は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第3条各号（令附則及び令を改正する政令のうち、同条に関する部分を含む。）に掲げるものとする。

2 法第32条の規定により条例で定める規模の土石の堆積は、令第4条各号（令附則及び令を改正する政令のうち、同条に関する部分を含む。）に掲げるものとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法第26条第1項の規定による指定が、公布の日後最初の同条第4項の規定による公示によってその効力を生じる日から施行する。

第5編 資料編

2 浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 技術的基準（第2条—第12条）

第3章 申請等の手続（第13条—第20条）

第4章 雑則（第21条—第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について、必要な事項を定める。

第2章 技術的基準

（技術的基準の強化又は付加）

第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第20条第2項（政令第30条において準用する場合を含む。）の規定により規則で強化し、又は付加する技術的基準は、次条から第11条までに定めるところによる。

（地盤について講じる措置に関する技術的基準）

第3条 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。ただし、国又は地方公共団体が行う宅地造成又は特定盛土等に関する工事であり、かつ、市長が宅地造成又は特定盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がないと認めるものを行うときは、この限りでない。

- (1) 盛土の高さが5メートルを超える場合 当該盛土の高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (2) 切土の高さが5メートルを超える場合 当該切土の高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土の高さが5メートルを超えるとき（前2号に掲げる場合を除く。） 当該盛土及び切土の高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

2 前項本文の規定により盛土に小段を設ける場合においては、排水溝を設置しなければならない。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できると市長が認める場合は、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合においては、当該盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめなければならない。

- (1) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が当該盛土をする前の地盤面の高さを超え、当該盛土の内部に侵入することが想定されるもの
- (2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの
- (3) 盛土の高さが15メートルを超えるもの

(地盤の許容応力度)

第4条 政令第9条第3項第2号(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の地盤の許容応力度は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第93条本文に規定する方法の例により定めなければならない。

2 政令第8条第1項第2号(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、前項の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該擁壁の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回ることを確かめたものでなければならない。

3 政令第17条(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)に規定する構造材料又は構造方法が政令第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで(これらの規定を政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置するときは、第1項の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該擁壁の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回ることを確かめなければならない。

4 法第13条第1項に規定する宅地造成等に関する工事(土石の堆積に関するものに限る。)又は法第31条第1項に規定する土石の堆積に関する工事(いずれも高さが5メートルを超える土石の堆積に関するものに限る。)を行うときは、第1項の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該土石の堆積を行う土地の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回ることを確かめなければならない。

第5条 法第12条第1項若しくは第16条第1項又は第30条第1項若しくは第35条第1項の規定による許可の申請時における構造計算においては、前条の規定にかかわらず、建築基準法施行令第93条ただし書に規定する数値によることができる。

2 法第15条若しくは第16条第3項若しくは第5項又は第34条若しくは第35条第3項若しくは第5項の規定により前項の許可を受けたものとみなされる工事に係る構造計算においては、前条の規定にかかわらず、建築基準法施行令第93条ただし書に規定する数値によることができる。

3 前2項に規定する方法により構造計算を行った場合においては、当該これらの許可に係る工事に着手した後、前条第1項に規定する方法により地盤の許容応力度を定め、その結果が当該擁壁又は土石の堆積を行う土地の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回ることを確かめなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第6条 政令第8条第1項第2号(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、政令第9条第1項(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

(1) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上とすること。

(2) 高さが5メートルを超える擁壁又は第3条第3項各号に掲げる盛土若しくは高さが15メートルを超える切土をした土地の部分に生じる崖面に設置する擁壁にあつては、構造計算によって次のいずれにも該当することを確認すること。

ア 土圧、水圧、自重及び地震力による荷重(以下この条において「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

ウ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項第2号の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

第5編 資料編

- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生じる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの短期に生じる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
- (2) 土圧等によって擁壁の各部に生じる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの終局耐力を超えないことを確かめること。
- (3) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメント以下であることを確かめること。
- (4) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力以下であることを確かめること。
- (5) 土圧等によって擁壁の地盤に生じる応力度が当該地盤の極限支持力度を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値
- (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令第90条（表1を除く。）、第91条、第93条本文及び第94条の規定の例により計算された数値
- (3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ政令別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- (4) 前項第1号の構造計算については設計水平震度を0.20以上とし、同項第2号から第5号までの構造計算については設計水平震度を0.25以上とする。

（任意に設置する擁壁の構造）

第7条 法第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事（法第15条又は第16条第3項若しくは第5項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）又は法第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けなければならない特定盛土等に関する工事（法第34条又は第35条第3項若しくは第5項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）により設置する擁壁で高さが2メートル以下のもの（政令第8条第1項第1号（政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により設置されるものを除く。）は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造若しくは間知石練積み造その他の練積み造のもの又は政令第17条（政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）に規定する構造材料又は構造方法が政令第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで（これらの規定を政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとしなければならない。ただし、災害の発生のおそれがないと認められるときは、この限りでない。

（崖面崩壊防止施設の構造）

第8条 第6条（第1項第1号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、高さが8メートルを超える崖面崩壊防止施設の構造について準用する。この場合において、同条第1項中「政令第9条第1項（政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「政令第14条（第1号を除き、政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）」と、同項第2号ウ中「の基礎が滑らないこと」とあるのは「が滑らないこと」と、同条第2項第3号中「安定モーメント以下」とあるのは「安定モーメントの6分の5以下」と、同項第4号中「基礎の滑り出す力」とあるのは「滑り出す力」と、「基礎の地盤」とあるのは「地盤」と、「その他の抵抗力以下」とあるのは「その他の抵抗力の6分の5以下」と、同項第5号中「極限支持力度」とあるのは「短期に生じる力に対する許容応力度」と、同条第3項第2号中「鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力」とあるのは「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力」と、「第90条（表1を除く。）、第91条、第93条本文及び第94条」とあるのは「第93条本文」と、同項第3号中「基礎の地盤」とあるのは「地盤」と、同項第4号中「前項第1号の構造計算については設計水平震度を0.20以上とし、同項第2号から第5号までの構造計算については」とあるのは「前項第3号から第5号までの構造計算については、」と、「0.25」とあるのは「0.20」と読み替えるものとする。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第9条 政令第16条(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき設置する排水施設は、次の各号のいずれにも該当するものとしなければならない。

(1) 次に掲げる箇所に設置すること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

ア 盛土又は切土をした土地の部分に生じる崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。)の下端

イ 排水施設が集水した地表水等を支障なく排除するために必要な箇所

ウ その他地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

(2) 排水施設が、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成又は特定盛土等に関する工事をを行う土地の区域の排水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路、河川その他の公共の水域若しくは海域に接続されていること。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第10条 高さが5メートルを超える擁壁又は第3条第3項各号に掲げる盛土若しくは高さが15メートルを超える切土をした土地の部分に生じる崖面に設置する擁壁が、政令第17条(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)に規定する構造材料又は構造方法が政令第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで(これらの規定を政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものである場合においては、設計水平震度が0.25の地震動に対応したものとしなければならない。

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第11条 第3条第3項の規定は、土石の堆積を行う場合について準用する。この場合において、同項第3号中「15メートル」とあるのは、「5メートル」と読み替えるものとする。

2 政令第19条第1項第5号(政令第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき講じる措置として側溝その他の排水施設を設置する場合には、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、土石の堆積に関する工事をを行う土地の区域の排水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路、河川その他の公共の水域若しくは海域に接続されたものとしなければならない。

3 法第12条第1項若しくは第16条第1項の許可に係る土石の堆積に関する工事(法第15条又は第16条第3項若しくは第5項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)又は法第30条第1項若しくは第35条第1項の許可に係る土石の堆積に関する工事(法第34条又は第35条第3項若しくは第5項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)は、当該許可の日又は当該許可を受けたものとみなされる日から工事の完了予定年月日までの期間が5年を超えないものとしなければならない。

(擁壁等の設置の緩和)

第12条 政令第20条第1項(政令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定により災害の防止上支障がないと認められる土地においては、次に掲げる工法による措置をもって政令第8条(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による擁壁又は政令第14条(政令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えることができる。

(1) 石積み工

(2) 編^{しがら}柵工、筋工又は積苗工

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害の防止上適当と認めた工法

第3章 申請等の手続

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の添付書類)

第13条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第7条第1項第12号及び第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

第5編 資料編

- (1) 土地の求積図
- (2) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として市長が別に定めるもの
- (3) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として市長が別に定めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 省令第7条第2項第10号及び第63条第2項第2号の規則で定める書類は、前項各号に掲げるものとする。

(協議の申出等)

第14条 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）又は第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による国又は都道府県、指定都市若しくは中核市の協議の申出は、省令第7条（第1項第7号から第11号まで及び第12号（前条第1項第2号及び第3号に係る部分に限る。）並びに第2項第5号から第9号まで及び第10号（同条第1項第2号及び第3号に係る部分に限る。）を除く。）の規定を準用する。

(変更の届出)

第15条 法第16条第2項及び第35条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 変更した事項及びその内容
- (4) 変更の理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(工事の着手の届出)

第16条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされた者を除く。次条及び第18条において同じ。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 工事の着手年月日
- (4) 工事の完了予定年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(廃止又は休止の届出)

第17条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 廃止又は休止の別
- (4) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (5) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (6) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める図書を添えなければならない。

(再開の届出)

第18条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、休止した当該許可に係る工事を再開しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 再開しようとする理由
- (4) 再開しようとする年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要であると認める図書を添えなければならない。

(完了検査、確認及び中間検査の申請)

第19条 省令第40条及び第70条の完了検査申請書、省令第43条及び第73条の確認申請書並びに省令第46条及び第76条の中間検査申請書には、工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他市長が必要であると認める図書を添えなければならない。

(証明申請)

第20条 省令第88条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事が施行される土地の所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項の申請書には、市長が必要であると認める書類を添えなければならない。

第4章 雑則

(証明書及び許可証の様式)

第21条 法第7条第1項（法第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書は、身分証明書（第1号様式）とする。

2 法第7条第2項に規定する許可証は、許可証（第2号様式）とする。

(標識の掲示)

第22条 法第49条の規定による工事の標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当該標識に必要な修正を加えなければならない。

(様式)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

(細目)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日浜松市規則第53号）

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成8年3月29日浜松市規則第48号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日浜松市規則第41号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日浜松市規則第56号）

第5編 資料編

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日浜松市規則第83号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 浜松市都市景観条例施行規則（昭和62年浜松市規則第62号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（令和3年3月24日浜松市規則第17号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和5年5月19日浜松市規則第46号）

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合は、第1条の規定による改正後の浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則及び第3条の規定による改正後の浜松市緑の保全及び育成条例施行規則の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月30日浜松市規則第54号）

- 1 この規則は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合は、改正後の浜松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定は適用せず、なお従前の例による。

第1号様式（第21条関係）

（略）

第2号様式（第21条関係）

（略）

宅地造成及び特定盛土等規制法の手引

令和 7年 4月 施行
令和 8年 4月 改正